

## 東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまのガス料金の特別措置について

平成23年4月1日  
大多喜ガス株式会社

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、災害救助法が適用される地域等において被災された当社供給区域外のお客さまが、同地震に起因して当社供給区域内でガス使用契約を新たに締結された場合で、お客さまからお申し出をいただいた際は、ガス料金の特別措置を行うこととし、本日、関東経済産業局長へ認可申請し、同日認可を受けました。

これは、被災された皆さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくために行うもので具体的な内容は以下の通りです。

被災されたお客さまの平成23年3月、4月および5月検針分のガス料金について、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用します。

被災されたお客さまのガス料金の支払期限を、平成23年3月検針分は3ヶ月間、4月検針分は2ヶ月間、5月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

早収料金：ガス料金の支払義務発生日（検針日等）の翌日から起算して20日以内を早収料金適用期間といい、この期間にお支払いいただく料金のこと。

支払期限：ガス料金の支払義務発生日（検針日等）の翌日から起算して50日目の日。

本件に関するお客さまからのお問い合わせ先は

受付時間：9：00～17：30（月曜日～土曜日）

成東サービスセンターは9：00～17：30（月曜日～金曜日）

茂原市・一宮町・大多喜町・睦沢町・長生村にお住まいのお客さま

茂原サービスセンター 0475-24-6151

市原市にお住まいのお客さま

市原サービスセンター 0436-24-1221

千葉市にお住まいのお客さま

千葉サービスセンター 043-291-1143

八千代市にお住まいのお客さま

八千代サービスセンター 047-482-7235

山武市にお住まいのお客さま

成東サービスセンター 0475-82-0800

以上